

令和元年 決算審査特別委員会(総括質疑)

- 1 開催期日 令和元年10月30日(水) 午前9時58分から午前11時11分
- 2 開催場所 庁舎5階本会議場
- 3 出席委員 中川決算審査特別委員会委員長、藤田決算審査特別委員会副委員長、大迫委員、木村委員、滝委員、坂本委員、桜井委員、青木委員、島崎委員、久保田委員、山本委員、永井委員、人見委員、稲田委員、小田島委員、鶴谷委員、佐々木委員、川崎委員、橋本委員
- 4 欠席委員 沢岡委員
- 5 委員外議員 なし
- 6 市側出席者
- | | | | |
|----------------|-------|----------|-------|
| 市長 | 上野 正三 | 監査委員 | 川村 豊 |
| 副市長 | 道塚 美彦 | 教育長 | 吉田 孝志 |
| 企画財政部長 | 川村 裕樹 | 総務部長 | 中屋 直 |
| 防災危機管理担当部長 | 米川 鉄也 | 市民環境部長 | 高橋 直樹 |
| 保健福祉部長 | 三上 勤也 | 子育て支援部長 | 仲野 邦廣 |
| 建設部長 | 平川 一省 | 経済部長 | 砂金 和英 |
| 経済部理事 | 水口 真 | 水道部長 | 藤縄 憲通 |
| 会計室長 | 広田 律 | 監査委員事務局長 | 川合 隆典 |
| 教育部長 | 千葉 直樹 | 教育部理事 | 津谷 昌樹 |
| 消防長 | 佐々木 伸 | | |
| 財政課長 | 佐藤 亮 | 総務課長 | 杉山 正一 |
| 職員課長 | 尾崎 英輝 | 環境課長 | 阿部 泰洋 |
| 高齢者・障がい者相談担当参事 | 柄澤 尚江 | 保険年金課長 | 渡辺 広樹 |
| 農政課長 | 及川 浩司 | | |
- 7 案 件 議案第23号 平成30年度北広島市各会計歳入歳出決算認定について
議案第24号 平成30年度北広島市水道事業会計剰余金処分及び決算認定について
- 8 事務局 議会事務局長 藤木 幹久 書記 金田 周
- 9 傍聴者 1人

議事の経過

中川委員長

ただ今から、決算審査特別委員会を開会いたします。

第3回定例会最終日の10月2日に本委員会に付託されました、議案第23号平成30年度北広島市各会計歳入歳出決算認定について、議案第24号平成30年度北広島市水道事業会計剰余金処分及び決算認定について、以上2件を一括して議題といたします。

総括質疑を行います。

日本共産党、永井桃委員。

永井委員

私から、職員費の職員時間外勤務について、伺います。

一つ目に、平成29(2017)年度では時間外勤務が1万時間削減されていることを承知していますが、平成30(2018)年度は、わずか830時間の減少に留まっています。この結果について、どのように捉えているのか伺います。

次に、時間外勤務縮減計画として、平成30(2018)年度はどのような目標だったのか。また、それに向けてのPDCAはどうであったのか伺います。

次に、決算額では前年比7,924万円増額しており、職員数や災害に関わる時間外勤務の増によるものとしていますが、増額の具体的な内容について伺います。

次に、一般職の時間外削減に伴って、管理職職員の時間外勤務が増えてはいないのかどうか。管理職職員の時間外勤務の実態について、どのように把握しているのか伺います。

最後に、市から頂いた資料で上位10人を見てみると、所属部署や勤務内容は違いますが、常に500時間を超えている状況です。職員の増加や非常勤職員の正職員化など、職員の勤務体制の抜本的な改善が必要と考えますが、市長の見解を伺います。

中川委員長

上野市長。

上野市長

職員費についてであります。時間外勤務の縮減及び適正管理に掲げる重点的な取り組みなどにより、平成28年度は前年度比約6,000時間、平成29年度は前年度比で約1万時間の減少となったところであります。また、平成30年度におきましては、前年度比830時間の減少となりましたが、震災復興やボールパーク構想の推進に係る時間外勤務が約5,000時間あり、これらを除きますと約6,000時間の減少となりますことから、取り組みの効果が表れているものと考えています。

次に、時間外勤務の縮減についてですが、年度当初の課長会議において、各課の前年度実績を示すとともに、評価、検証に基づいた重点的な取組事項を示し、管理職のマネジメントのもと、実績を踏まえた計画的な業務の執行に努めているところであります。

次に、職員費の増額内容についてであります。人事院勧告により給与が平均0.2%、期末勤勉手当が0.05カ月増加したことにより、約1,300万円、正規職員を5人、任期付職員を5人増員したことにより、約2,500万円、災害に係る時間外勤務手当が約3,000万円などとなっております。

次に、管理職の時間外勤務の実態についてであります。出退勤システムやタイムカードにより、勤務状況を管理しているところであります。

次に、職員の勤務体制についてであります。計画的な業務の執行、事務の適正配分などにより、時間外勤務は減少してきているところであります。今後につきましても、業務の更なる見直しや管理職によるマネジメントを進め、職員一人ひとりが働きやすく、能力を存分に発揮できる職場環境づくりに努めていきたいと考えています。

また、職員数につきましては、「定員管理基本方針」に沿って適正な定員管理を行っているところであります。

中川委員長

永井委員。

永井委員

一つ目に、時間外勤務時間は前年度比 830 時間とボールパーク関連や震災復興に関わる約 5,000 時間を除いて、約 6,000 時間減少されたということですが、ボールパーク関連の部署では、推進課 985 時間、施設課 1,112 時間の残業実態が資料から見られます。この中には、600 時間を超して残業している職員も上位 10 人の中に入っています。今後、ボールパーク開業まで、この時間外勤務が常態化するのではないかと大変懸念されますが、どのような見解をお持ちであるか伺います。

また、消防の関係でも前年度 1 万 7,380 時間だったものが、平成 30(2018)年度 1 万 8,370 時間、人数も 80 人から 83 人と増えていますが、どのような内容で残業が増えているのかについて、伺います。

中川委員長

尾崎職員課長。

尾崎職員課長

まず、ボールパーク構想推進に係る時間外勤務についてですが、今後、業務内容、それに伴う業務量がどのようになるのか、現時点では明確ではありませんけれども、令和 5 年の開業に向けて準備も本格化してくることから、一定の時間外勤務は生ずるものと考えています。

消防の時間外の内容については、手元に資料がありませんので、精査して後ほどお答えします。

中川委員長

佐々木消防長。

佐々木消防長

私から、消防の時間外増について、お答えします。

災害による対応に係る増になっています。

中川委員長

永井委員。

永井委員

今後、ボールパーク関連については、残業が起これると市でも認識しているということですので、ボールパーク関連などの残業の軽減について対策を練っていただきたいと思います。

また、消防は昨年災害関連で残業時間が増えているとのことでしたが、個別質疑の中でほかの委員からも質問があった、救急救命講習に当たって、非番の消防職員が出動して行う場合もあるということでした。例えば、非番の職員ではなく、一般市民の中で救急救命講習を指導できる立場にある方に手伝うなどしてもらって、講習を開くことなどは考えられないのでしょうか。飛躍的な案かもしれませんが、お考えがあれば伺います。

中川委員長

佐々木消防長。

佐々木消防長

救急救命講習の件ですが、現在、非番の職員で対応等実施していますが、職員だけでなく消防団の方々にもお手伝いいただいています。一般市民の方というご提案になるかと思いますが、その件は今後、検討していきたいと思っています。

中川委員長

永井委員。

永井委員

もう一度、消防について伺います。

先ほど、残業時間が増えたということは、災害によるとのお答えでしたが、市からいただいた資料で平成30(2018)年度各部門別残業実態の中では、時間外勤務時間数には選挙や災害、マラソン大会などの応援は含まれていないと記載されています。矛盾しているのではないかと思います。整合性はどのようになっていますか。

中川委員長

暫時休憩いたします。

10時10分 休 憩

10時11分 再 開

中川委員長

休憩を解き、再開いたします。

永井委員。

永井委員

次の再質問に移ります。

平成30(2018)年度の時間外勤務縮減のそもそもの目標はどうであったのか、お答えがなかったので伺います。また、その目標に沿っての達成状況はどうだったのか伺います。

中川委員長

尾崎課長。

尾崎職員課長

平成30年度の時間外勤務については、各課において前年度実績の時間数の10%縮減を目標とし、課の新設や統合等があった部署については、それぞれ新たな目標を設定しました。平成30年度の実績は全体で830時間の減少、約1%の減少にとどまりましたが、震災やボールパーク構想の推進による時間外を除いた時間外勤務時間数は、約6,000時間減少しています。率にして、約7.5%の減となっていることから、これまでの時間外勤務縮減に係る取り組みの効果が表れていると考えています。

中川委員長

永井委員。

永井委員

是非、10%の目標に近づけていっていただきたいことを要望します。

続いて、管理職職員の時間外勤務の実態は増えていないのかについても、お答えがなかったと思いますが、改めて伺います。併せて、管理職職員の時間外勤務の推移はどのようになっているのか、伺います。

中川委員長

尾崎課長。

尾崎職員課長

管理職の勤務状況については、出退勤システムやタイムカードにより管理していますが、管理職手当が支給されており、時間外勤務による時間外手当は支給されていないことから、時間外勤務の集計はしていません。

中川委員長

永井委員。

永井委員

ということは、増えているか減っているかの実態も把握していないという押さえになりますが、きちんと実態も把握するべきではないかと思えます。改めて伺いますが、同じ答弁だと思えますので、この状況も正していただきたいと要望します。

続いて、計画的な業務の執行や事務の適正配分によって、時間外勤務は減少しているという答弁でしたが、残業時間が年間 600 時間、500 時間以上の職員が未だに 10 人にも上る状況です。この時間外勤務の内容を見ると確かに、ボールパーク推進課や施設課、社会教育課では、ボールパーク関連の残業内容となっていますが、ほかの部署では通常業務を行うための時間外業務であったのではないかと思われる部分も見られます。このような通常業務を行うための時間外勤務もあるということは、根本的に職員数が少ないために残業を強いられているのではないかと考えられます。この 5 年間で非常勤職員は年々、増員されています。正規職員を増員して対応をしなければ、恒常的な時間外勤務の解決にはならないのではないかと思います。定員管理基本方針に沿って適正な定員管理を行っているという市長答弁でした。基本方針そのものを見直すべきだと考えますが、見解を伺います。この基本方針は、令和 2(2020)年度に見直しの時期がくると思えますので、このようなことを踏まえた上で見直していただきたいと思いますが、見解を伺います。

中川委員長

中屋総務部長。

中屋総務部長

まず、時間外勤務の状況ですが、年間 360 時間以上時間外勤務を行った者は、平成 25 年度では 80 名ほどでしたが、昨年度は 40 名と半数以下に減ってきています。時間数についても同様に、約 8 万 1,000 時間から 7 万 6,000 時間と減少してきているということで、今後も業務の見直しを行い、効率化を進めて時間外の縮減に努めていきたいと思っています。

また、定員管理の関係ですが、現基本方針は来年度までが取り組み期間となっていますので、来年度中には見直しを行うこととしています。人口減少社会においても、本市を取り巻く社会情勢、市民ニーズを踏まえた上で職員の雇用延長もありますが、さらに本市のまちづくりについても、十分考慮した中で中長期的な視点をもって検討をしていきたいと思っています。

中川委員長

永井委員。

永井委員

定員管理基本方針の中でも、臨時非常勤職員などの任用状況について述べられていますが、今後、事務の種類や性質に応じた任期付職員の効果的な任用も含めということで、臨時非常勤職員ありきという考えの基で作られているのではないかと考えられます。来年度、見直しをするに当たって、抜本的な改善をしていただくよう強く要望して、私の質問を終わります。

中川委員長

引き続き、山本博己委員。

山本委員

私からは、大項目の二つ目、有害鳥獣駆除事業について、お伺いします。個別質疑の中で実績が述べられましたが、近年の市内における有害鳥獣等による農業や市民生活への被害状況について、どのような調査を行い、どのように把握しているのか、お伺いします。

二つ目、有害鳥獣等の生息数についてですが、個別質疑の中でははっきりとした答弁が伺えませんでした。具体的にどのような調査を実施しているのか。また、その推移はどのようになっているのか認識を伺います。

三つ目、鳥獣駆除の実施計画についてです。北広島市では、鳥獣被害防止計画を立てていますが、猟友会など実施部隊の体制と状況はどうなっているのかお伺いします。

四つ目、有害鳥獣等の駆除に係る国や道の補助金等の支給について、環境課と農政課の事業にそれぞれお金が入っていますが、どのように整理して実施しているのかお伺いします。

五つ目、有害鳥獣の生息数調査、被害状況調査、駆除計画策定、駆除体制の構築、エゾシカの有効活用など、有害鳥獣の駆除に関する総合的な対策を実施するために、現在、農政課と環境課でそれぞれ実施している鳥獣駆除に関する類似事業の統合も含めて、関係部からなる総合的な対策事業を構築し、鳥獣駆除対策の充実強化を図るべきと考えますが、市長の見解を伺います。

中川委員長

上野市長。

上野市長

山本委員のご質問にお答えします。

有害鳥獣駆除事業についてであります。平成 30 年度の有害鳥獣による農業被害額につきましては、1,363 万 5,000 円であると、農業者から直接聞き取りを行ったところであります。市民生活への影響につきましては、エゾシカについては、主に道路上での車との衝突であり、平成 30 年度中に市内で発生したエゾシカとの交通事故件数は 49 件となっており、アライグマについては、家庭菜園の作物被害が主なものとなっております。

次に、有害鳥獣等の生息数についてであります。行動範囲が市域を超え、非常に広範囲に及ぶことから、市独自の調査は行っておりませんが、エゾシカの推定生息数の推移につきましては、北海道が公表している資料では、石狩振興局管内を含む西部地域において、平成 23 年度の 38 万頭から平成 30 年度の 35 万頭へと、3 万頭の減少となっております。また、アライグマにつきましては、本市での捕獲数が、平成 28 年度は 89 頭、平成 29 年度は 100 頭、平成 30 年度は 141 頭と年々増加しており、道内の各自治体においても捕獲数が増加していることから、生息数についても増加しているものと考えております。

次に、鳥獣被害防止計画についてであります。「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に

関する法律」に基づき策定しているところであり、捕獲対象とする鳥獣や農業被害の防止に関する基本的な方針、捕獲計画、被害防止策の実施体制、捕獲した鳥獣の処理に関する事項などについて定めております。

なお、策定に当たっては、石狩農業改良普及センターや道央農業協同組合、地元猟友会、農業者などで構成する、北広島市有害鳥獣被害防止対策協議会と市が連携して策定しているところであります。鳥獣被害防止実施隊の捕獲活動につきましては、鳥獣被害防止計画に基づき、北広島広猟会の会員の中から36名の方を実施隊員として委嘱し、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲については、市からの出動要請、または、本市、鳥獣被害防止対策協議会からの出動願を受けて実施しています。

次に、有害鳥獣駆除に係る国からの補助金の支給方法ですが、農林水産省が所管する鳥獣被害防止総合対策事業については、農業被害等を対象としており、当該事業の実施主体である本市、鳥獣被害防止対策協議会からの依頼による出動経費については、同協議会が国からの補助金を直接受け、鳥獣被害対策実施隊に対して報酬相当額を支給しているところであります。

次に、有害鳥獣駆除の充実強化についてであります。有害鳥獣の駆除につきましては、農業被害や生活環境被害、特定外来生物対策など多岐にわたることから、農政課と環境課でそれぞれ所管し、相互に協力しながら事業を推進しておりますが、農業被害の防止や適正な個体数管理等を目的とした効果的な対策を行っていく必要がありますことから、今後も、国や北海道、近隣自治体と連携し駆除数の増加に向けて、引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

中川委員長

山本委員。

山本委員

市長答弁の中で1点、確認も含めて、再質問します。

まず、農業被害額ですが、市長の答弁では平成30年度1,363万5,000円となっておりますが、平成29年6月に策定された、平成29年度から平成31年度までの北広島市鳥獣被害防止計画を見ると、基準年になっている平成28年度の農業被害額は、261万1,000円と桁の違いまであり、かなり被害額の数が違っています。これについては、どのように説明するのか、お伺いします。

中川委員長

及川農政課長。

及川農政課長

被害額等の乖離については、平成29年度分調査から調査方法の見直しを行い、農政課が直接農家に対して聞き取りを行う方式に変更しました。その結果、回答数並びに回答率が上昇し、より実態に即した数値で被害額、被害面積ともに拡大したものです。

中川委員長

山本委員。

山本委員

そういう意味では、被害額の想定は桁違いに伸びて、実態としては多いことになるわけです。平成29年度に策定した駆除計画について、頭数のものも含めて、見直していく必要があると思います。実際に被害防止計画を見ると、平成29年度はエゾシカに関しては80頭、平成30年度90頭、平成31年度100頭という形で10頭ずつ増加

する計画になっています。実績を見てみると、平成 30 年度、それに基づいた頭数は 64 頭です。ただ、市内全体でほかの事業も含めると 125 頭捕獲しているということですが、計画自体が数としてどうなのでしょう。被害額もそうですが、非常に広域的に動くこともあって、直ちに北広島市内の頭数がどれくらいかわからないとはいえ、管内で 35 万頭いる中で毎年のこの捕獲数は非常に少ないのではないかと考えます。交通事故も市内で 49 件起きていることも考えると、エゾシカ駆除対策の計画自体の数をもっと増加していくことなどの強化が必要だと思えます。アライグマに関しては、可能な限りということですが、近年、農家だけではなくて家庭菜園をされている方からもアライグマに対する被害が非常に増えていると言われていています。そういう意味からも、鳥獣駆除の抜本的な対策の強化が必要だと思えますが、見解を伺います。

中川委員長

及川課長。

及川農政課長

私からは、鳥獣被害防止計画の目標数等の見直しについて、お答えします。この計画は、平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 力年計画となっています。新たに、令和 2 年度からの計画を策定する際に、ただ今、委員からご指摘のありました頭数等についても、さらに精査して計画を立てていきたいと考えています。平成 31 年度については、計画目標数 100 頭となっていますが、既に 9 月末で 100 頭捕獲しており、今後も計画頭数を上回る数で捕獲がされるものと考えています。

中川委員長

阿部環境課長。

阿部環境課長

私からは、アライグマの捕獲強化について、お答えします。個体数の減少には、現在のところ、捕獲が唯一有効な手段であることから、箱わなの設置場所などを考慮し、可能な範囲で箱わなの数を増やすなど、対策を強化していきたいと考えています。

中川委員長

山本委員。

山本委員

聞くところによると、猟友会にエゾシカの駆除をお願いしているということですが、非常に高齢化していて、人数もなかなか増えないと聞いています。一つは、猟友会だけに頼らない。多様な人材や実施方法で駆除の方法を増やすことも考えていく必要があるのではないかと思います。

それから、アライグマについては、箱わなの数がずっと同じ 30 個ということで、これも抜本的に増設しないと駆除が追いつかないと思います。そういう意味で、駆除方法の検討、猟友会など駆除実施隊の育成も含めて行っていかないと、駆除の実績数は増えていかないと思いますが、見解を伺います。

中川委員長

及川課長。

及川農政課長

一般の方の駆除となると、やはり、くくりわなになるかと思えます。くくりわなの普及については、くくりわなに関する市からの補助について、エゾシカ被害軽減対策事業として、農業者を対象にわなの購入費、免許取得のための講習会受講料等の助成を行っています。くくりわなの設置については、捕獲されたエゾシカが暴れることや、捕獲後には止め刺しを行う必要があるなど、安全面での注意が必要です。また、わなの設置場所についても安全性確保の面から制限され、配慮が必要であることから、当面の間は現行制度の中で事業を進めたいと考えています。

また、アライグマの箱わなの数については、協議会等の予算なども活用して捕獲数を増やしていきたいと考えています。

中川委員長

山本委員。

山本委員

くくりわなの件で、今の答弁だとかなり高度な技術がいることは理解しますが、農業者だけに頼っている今のやり方から、くくりわなを取得して駆除に協力できる方を農業者以外から幅広く募っていくことも考えていく必要があると思います。今、農業者のくくりわな研修については補助制度がありますが、是非、農業者以外の方にも補助制度を創設して、くくりわなの技術を持った人を増やしていく必要があると思いますが、どうでしょう。

中川委員長

及川課長。

及川農政課長

くくりわなで捕獲したシカ等の処理が今後の課題になるかと思えます。今は、くくりわなをどの場所に設置しているかについては、市で把握しています。それが、把握できないような状況になると、くくりわなにかかったシカが放置されて、熊などを引き寄せるとか、住民の方が住まれている近くに、くくりわなを設置した場合、万が一、子ども等が触るとかかってしまう危険性もはらんでいると考えています。

一般市民の方への普及については、もう少し慎重に考えさせていただき、今後検討していきたいと思えます。

中川委員長

山本委員。

山本委員

一般市民が、住居とかにということではなくて、高度な技術を持つ方を増やせば、当然、わなを仕掛ける場所なども判断できるわけです。是非、検討していただきたいと思えます。これについては、また、予算等で求めていきたいと考えています。

次に、大項目の三つ目、国民健康保険特別会計について伺います。市が決算報告と同時に発表した平成30年度の北広島健康保険事業実績を見ると、毎年、加入者が500人ほど減少しています。加入者割合も平成30年で見ると、0.21と5人に1人くらいしか加入しない形で減少してきています。まず、このことについての認識を伺います。

二つ目、同じく事業実績を見ると、加入者の年齢階層は65歳以上の高齢者が約55%を占め、所得別では所得なしが約36%。10万円以下が29%で、低所得者層が65%を占めている状況です。こうした現状に対しての認識を伺います。

三つ目、平成30年度から国民健康保険の都道府県化が実施され、市から道への納付金として支出する制度にな

りました。そのため、国保料の全道的な支出から北広島市の道の納付金が決められ、納付することになっています。その結果として、北広島市民の保険負担が増加しています。これは、北広島市民の医療費により増えたというよりも、むしろ制度改革によって加入者負担が増えているということです。加入者の責任ではないと考えますが、市長の見解を伺います。

四つ目、北広島市の国保加入者の現状を見ると、非常に高齢化して低所得者層が多い状況です。この保険制度だけで、国民健康保険制度を維持していくのは、非常に困難だと考えています。そういう意味で、国民健康保険の維持については、福祉的な観点からの対策が必要だと思えます。また、都道府県化に伴う道への国保事業の納付金については、加入者負担に転嫁するのではなく、政策的な観点から市が財政的な対応を措置する必要があると考えます。道への国保事業の納付金については、福祉的、政策的な観点から、一般財源からの補填による対応が必要だと私たちは一貫して主張していますが、市長の見解を伺います。

五つ目、低所得者層に対する逆進的な負担となる均等割の保険税について、全国的にも大きな批判が出ています。全国知事会、市長会では、子どもの均等割保険税については改善を求めている状況であり、均等割保険税についての抜本的な改善が必要だと考えています。国への制度改革の要請をさらに強化するとともに当面の対策として、子どもの均等割の減免措置について、子育て支援策の一環として市が実施すべきであると考えますが、市長の見解を伺います。

中川委員長

上野市長。

上野市長

国民健康保険事業特別会計についてであります。本市の加入者数は平成 30 年度末 1 万 2,488 人であり、平成 29 年度末と比較すると 492 人減少し、全市民に占める加入者の割合も減少しております。この状況は、石狩振興局管内及び北海道におきましても同様の傾向であり、主な要因としては後期高齢者医療保険への移行と被用者保険の適用拡大によるものと捉えております。

次に、加入者の現状についてであります。本市の加入者の年齢層は 65 歳から 74 歳までの前期高齢者の占める割合が高く、所得階層別世帯数の構成割合では、100 万円以下の世帯の占める割合が、後期高齢者医療保険制度が創設された平成 20 年度以降、50%を超えており、年々増加して、直近の平成 30 年度では、約 65%を占める高い割合となっております。このような現状に対し、前期高齢者が多いことによる負担の不均衡を調整する「前期高齢者交付金」の交付や「保険基盤安定制度」による低所得者世帯の保険税軽減など、国や道などによる財政措置が講じられているところであります。

次に、都道府県単位化における負担増についてであります。これまでの市町村国保では財政が不安定になりやすいといった構造的な問題があり、財政の基盤強化が求められている中、国は制度を将来にわたり安定的で持続可能なものとするため、公費の拡充を行うとともに、都道府県単位での財政運営として、全道単位で負担を分かち合う仕組みとしたものであります。平成 30 年度に納付した国保事業費納付金の算定における、本市の一人当たりの医療費は北海道平均を上回っていることから、北海道全体で本市の医療費を負担しているものとなっております。しかしながら、保険税の負担増については、一人当たり医療費の増加も一因ではありますが、道内 177 保険者のうち、北海道の激変緩和措置の対象となった本市を含む 37 保険者は、全道で支え合う新たな国保制度による影響が大きかったものと捉えております。

次に、一般会計からの繰入についてであります。平成 30 年度の一般会計からの繰入額は、全体で 5 億 2,000 万円であり、平成 29 年度と比較しますと、約 5,500 万円の増となっております。一人当たりでは 5,684 円の増額となっております。本市の一般会計からの繰入については、北海道の「国民健康保険運営方針」に基づき、赤字補填に当たらない保健事業費や、医療費助成事業に伴う交付金の減額分等を一般会計からの負担としているところであ

ります。

次に、子どもの均等割の減免についてですが、現在、国の施策で実施されております低所得者に対する軽減制度と同様、全国一律に実施すべきものとして、全国市長会では子育て世帯の負担軽減を図るため、「子どもに係る均等割保険税を軽減する支援制度の創設」を国に要望しているところであります。また、北海道では国民健康保険の減免等の基準について、北海道と道内全市町村で構成する「国民健康保険市町村連携会議」におきまして、事務の標準化、統一化を進めているところであり、子どもの均等割についてもその中で協議していきたいと考えております。

中川委員長

山本委員。

山本委員

まず、保険税の負担増について、医療費の増も入っているとはいえ、国保の都道府県化という新たな制度改革によるものが大きいという市長答弁でした。そう考えると、これを保険者に転嫁するのは適当ではないと思います。道でも激変緩和ということで、制度改革に伴う負担増については一定の歯止めをかける取り組みを行っていますが、それでもなお、北広島市は保険負担が増になっていることを考えると、これを保険者に転嫁するのではなく政策的な観点から軽減対策分として、法定外繰入を行うべきだと考えますが、再度、見解をお伺いします。

中川委員長

渡辺保険年金課長。

渡辺保険年金課長

一般会計からの繰入についてですが、本市は北海道の国民健康保険運営方針に基づき、赤字補填に当たらない保健事業や医療費助成事業に伴う交付金の減額分等を一般会計から繰り入れる考え方で進めていきたいと思っております。

中川委員長

山本委員。

山本委員

赤字補填以外の一般会計からの繰り入れをしているのは承知しています。今、私が言っているのは、制度改革に伴って負担増になっていることを保険者に転嫁するのではなく、その分について政策的な観点からのさらに繰入を行うべきであると主張しているわけです。道の考えで進めていきますと、国民健康保険税は毎年上がっていくという考え方でこれからも進んでいきます。それを全部、保険者負担にしていくと、今後、非常に大きな問題が生じると考えますので、是非、その考えについては見直していただきたいと思っております。

次に、子どもの均等割についてですが、市長答弁では国民健康保険の減免等の基準について、北海道と道内全市町村での連携会議の中で協議をしていきたいと答えています。これは、道における減免措置の内容を協議しているのか、各市町村が独自に減免措置をするときの様々な考え方を整理することを協議しているのか、どちらであるのか伺います。

中川委員長

渡辺課長。

渡辺保険年金課長

減免基準の策定については、北海道全体で統一の減免基準の策定が進められています。現在は、ワーキンググループで素案の検討が進められているところであり、市町村連携会議の場で協議していきたいと考えています。

中川委員長

山本委員。

山本委員

道の中で均等割の減免措置について検討は進めていただきたいと思います。それまでの間、是非、市独自の減免措置について検討をしていただきたいと思います。子どもがたくさんいる家庭ほど国民健康保険税の負担が増えるのは、今の子育て世代の負担を減らしていく考え方に逆行しているので、市独自の減免措置について検討していただきたいと思います。考えを伺います。

中川委員長

三上保健福祉部長。

三上保健福祉部長

子どもの均等割の減免についてですが、厚生労働省から市独自の減免は法の趣旨に抵触する恐れがあるということで、慎重な対応が求められています。かつ、実施する場合には、それに代わる財源を確保しなければならないこともありますので、子どもを含め応分の負担をしてもらおう仕組みとなっています。

中川委員長

山本委員。

山本委員

一つは、国から法の趣旨に抵触するのではないかといわれておりますが、これが本当なのかどうか、われわれとしては確認していきたいと思えます。一つは、子どもの医療費の無償化については、一部、国で同じような、法の趣旨に照らして、問題だということで、ペナルティを課すことをしていますが、そういう中でも全国的に子どもの医療費の無料化については全国的に進んできている中で、国も子どもの医療費の無料化については一部ペナルティを課すのをやめるという状況が生まれています。そういう意味では、この法の趣旨に抵触するかどうかというよりも、実際の北広島市民の現状を見て、制度の拡充が必要かどうか判断をしてもらいたいと思えます。そういう意味で、全体として、国民健康保険について、私どもは問題にしていますが、加入者の現状をしてみると、このまま加入者が少なくなり負担も増えてくるということで、毎年、保険税を増額していくことが、本当に国民健康保険制度を持続可能なものにできるのか、非常に疑義があると思えます。そういう意味で、現状を鑑み、国民健康保険制度についての根本的な考え方の転換を示していただきたいと思います。私からの質問を終わりたいと思えます。

中川委員長

続きまして、公明党、藤田豊委員。

藤田委員

総括質疑、1項目だけ、本市の成年後見センターについて質問します。

成年後見とは、認知症や知的障害、精神障害などにより、自分で十分に判断をできない人が財産の取り引き、福

祉サービス利用などの各種手続きや契約を行う時、一方的に不利な契約を結ばれないよう法律面や生活面で支援し、本人の権利や財産を守ることを目的とした制度です。申立ては家庭裁判所に行い、申立て権があるのは、基本的に4親等以内の親族となっています。北広島市では、2親等以内に申立てをする親族がいないなど特に必要がある場合、市長が申し立てます。

また、成年後見制度利用支援事業として、所得状況に応じ、申立て費用や後見人などの報酬費用を助成する制度があります。成年後見制度の利用に関する相談支援や申し立て手続きのアドバイスなどを行う、北広島市成年後見センターを開設し、その業務を北広島市社会福祉協議会に委託して業務を行っています。委託内容として、相談、利用、普及、啓発、そして、市民後見人に関する業務を委託しています。平成30年度の利用状況を見ると、市委託の相談件数は126件、社会福祉協議会の独自事業による法人後見の相談516件、合計642件でした。特に、北広島市社会福祉協議会の独自事業で行う法人後見事業とは、家族や親族がなく後見人等になる方がいない場合など申立人がおらず、市長申立てを利用する方に対し、家庭裁判所の審判に基づき、社会福祉協議会が後見人等に就任し、長期的に安定的な支援を行うものです。法人後見業務は内容も複雑で時間が掛かることが多く、既に支援案件数は現在8件。年度内にさらに2件増える予定で、今後さらに増えていくことは確実です。今後の成年後見事業の安定的な推進のためにも、現在の嘱託職員の正職員への変更が必要と思われませんが、市長の見解を伺います。

中川委員長

上野市長。

上野市長

成年後見センターの職員体制についてですが、高齢化の進展等に伴い成年後見制度などの権利擁護事業の重要性は十分認識しており、センターの運営状況については、定期的な打合わせによる日常業務の情報共有や運営委員会への参画などを通じ、業務量等の把握に努めています。

独自事業である法人後見業務への対応を含め、社会福祉協議会に委託をしている各種業務内容についての意見交換も行っており、今後も引き続き協議をしていきたいと考えています。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

では、再質問をします。

現在、北広島リハビリセンター更生部に60名の方が入所していますが、そのうち40名の方が在宅で暮らすために、今後、施設を離れる予定と伺っています。そうすると、法人後見を必要とされる方がさらに増えることが考えられます。今年度においても、既に将来の法人後見手続きを想定し、社会福祉協議会の独自事業で支援している方もいると伺っています。このような現状は、市として把握しているのか、お伺いします。

中川委員長

柄澤高齢者・障がい者相談担当参事。

柄澤高齢者・障がい者相談担当参事

市内の社会福祉法人が、施設入所者の定員を減らして地域移行を進めていることは、市でも承知しています。

中川委員長

藤田委員。

藤田委員

今、答弁があったように、北広島リハビリー更生部入所の方が在宅に移行することははっきりしていますから、市としても社会福祉協議会としっかり協議して、法人後見も含めた万全の相談体制をとれるように、今から着手すべきだと思いますが、再度、見解をお聞きして、質問を終わります。

中川委員長

柄澤参事。

柄澤高齢者・障がい者相談担当参事

施設入所者が地域生活に移行し、安心した生活を送るためには、成年後見制度の利用がますます重要になると認識しています。障がい者の地域移行が進み、成年後見制度の利用が増えることに伴い、法人後見の受任件数も増えていくものと想定しています。成年後見センターの業務内容や職員体制について、今後も引き続き協議していきます。

中川委員長

尾崎課長。

尾崎職員課長

先ほどの、永井委員の質問にお答えします。

質問では、消防の時間外勤務が増えた理由が災害というのは、矛盾があるのではないかというものでした。時間外勤務については、比較をするために、年によって、あつたりなかつたりする、選挙、災害などの他課応援、例えば、避難所の対応など、消防本部本来の業務ではないものについては除いています。消防は、今回の災害について、例えば、見回りや予防といった消防本来の仕事が増えた影響が出ているということです。

中川委員長

永井委員。

永井委員

いまひとつ理解・納得ができませんが、今後、私たちも考えさせていただきたいと思います。

中川委員長

以上で、総括質疑を終了いたします。

討論及び採決を行います。

議案第 23 号の討論を行います。

討論の通告がありますので、反対討論、賛成討論の順に発言を許します。

人見哲也委員。

人見委員

私から、平成 30(2018)年度国民健康保険特別会計の決算認定に反対の立場で討論をいたします。

平成 30(2018)年度から、国保制度改定によって都道府県単位化が始まり、財政の運営主体が市町村から都道府

県に移行し、道から各市町村に割り当てられた納付金は100%納付することになりましたが、全国の約8割の自治体で、国保税、国保料が引き上げられており、非常に問題となっています。年間の保険税、保険料は、協会けんぽの個人負担は、平均すると20万円前後でした。国保は、その2倍の40万円を超えています。協会けんぽには、個人負担と同額の事業主負担がありますが、国保には事業主負担がないことが大きな要因です。そもそも、国保加入者は自営業者や年金生活者、失業者、無職の方が加入する保険で低所得者が多く、年収100万円以下の方が6割を超えています。そのような状況下において、市は平成27(2015)年、平成28(2016)年、平成30(2018)年に続き、令和元(2019)年度も国保税を2%引き上げています。これは、令和4(2022)年度まで毎年、保険税が引き上げられることが明らかになっています。市の資料からも、介護なしの年収200万円単身世帯では6,000円の負担増、年収100万円の単身世帯で3,400円の負担増となっています。北広島市の国保加入者の状況から、現状の保険制度だけでは国保を維持していくのは困難であり、市独自の軽減施策が求められます。本日の総括質疑で市長の答弁にもあったように、保険税の負担増は国保の都道府県化という新たな制度改革によるものが大きく、これを保険者に転嫁すべきではありません。施策的な観点から軽減対策分としての法定外繰入を行うべきではありますが、市はこれを実行されませんでした。共産党は負担軽減のために、一つ目に、一般会計から法定外繰り入れで補填すること。二つ目に、子どもが多いほど負担を強いる均等割の減免を行うとともに、制度の廃止を国に求めること。三つ目に、市は国において、公費1兆円規模の導入を求め、協会けんぽ並みの保険税の引き下げを図ること。これらを求めてきましたが、平成30(2018)年度決算において、これらの施策が行われてきたとは考えられません。

よって、国民健康保険特別会計の決算認定については、反対することとし、反対討論とさせていただきます。

中川委員長

次に、島崎圭介委員。

島崎委員

自由クラブを代表して、平成30年度北広島市各会計歳入歳出決算認定に賛成の立場から、討論いたします。

平成30年度は、本道が北海道と命名されてから150年目の節目の年でありました。一方、北広島市にとっても後の将来、振り返った時に本市の一時代を築く、正に歴史に刻まれる大変重要な年であったと考えています。特に、上野市長が究極の地方創生と称する、北海道日本ハムファイターズボールパーク構想の正式決定を受け、長年にわたり本市の悲願であった、総合運動公園の整備事業に着手されたことは、これからのまちづくり、未来に向けた大きな締めになるものであり、敬意を表するものであります。

一方、平成30年9月には、台風第21号、本市の地震災害としては、甚大な被害を及ぼした北海道胆振東部地震が発生いたしました。上野市長は、新庁舎を防災拠点の中心として、被災された方への支援や復旧作業に全力で取り組まれ、現在も災害復興に尽力されているところで、高く評価するものです。このほか、平成30年度は、上野市長が選挙時に挙げた36の取り組みの多くを既に取り組み、未来を展望し全力でまちづくりに取り組む上野市長の強い意欲と確かな実行力を感じるどころです。

また、先ほど反対討論があった国民健康保険事業については、平成30年度から財政運営を都道府県単位化市町村と一体となって、国保の運営を担うこととされたところ。新たな国保制度では、市町村間で差がある保険税を平準化し、全道で公平な分担に近づけていくこと。そして、医療費増加リスクを全道で分散させていくため、北海道が標準保険税率を算定し、市がそれを参考として保険税率を決定することとなりました。結果として、本市の国保加入者においては、保険税負担が増えることになりましたが、被保険者間の助け合いと共に自治体の助け合いも必要との考え方から、国民健康保険運営協議会においても市町村間の負担の公平感を推進するもので、国保財政の健全な運営を行う観点からやむを得ないとの答申を受けていると聞いており、このような考え方に賛同するものです。被保険者の高齢化や一人当たりの医療費増加で国保事業は大変厳しい財政状況ではありますが、制度の維持は必要不可欠であり、今回の国民健康保険事業特別会計の決算は事業の実施に必要な不可欠な経費が執

行され、適正な会計運営がなされているものと考えています。

最後に、平成 30 年度決算を総括しますと、第 5 次総合計画に上げる都市像、希望、交流、成長都市の実現に向け、子ども医療費の助成対象の拡大や 6 次産業化への支援など、地方創生の取り組み、インフラ、公共施設の老朽化対策、教育環境の充実などの取り組みはもちろんのこと、高校生への支援、また、買い物不便者対策、福祉人材の確保対策など、新たな課題にもしっかりと対応し、強く賛同するものです。今後の上野市長の行政運営と北広島市の発展を大いに期待して、平成 30 年度の決算認定について賛成するものであります。

中川委員長

以上で、討論を終了いたします。

議案第 23 号 平成 30 年度北広島市各会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり認定すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

中川委員長

起立多数であります。

議案第 23 号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第 24 号 平成 30 年度北広島市水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決及び認定すべきものと決することに、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

議案第 24 号は、原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

お諮りいたします。

当委員会の審査の経過と結果の報告については、正副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

当委員会の審査の経過と結果の報告については、正副委員長に一任と決しました。

以上を持ちまして、決算審査特別委員会の日程はすべて終了いたしました。

これを持ちまして、本委員会を閉会いたします。

皆さん、大変ご苦勞様でした。

11 時 11 分 終了

委員長 中川 昌憲